議会運営委員会

協議事項

令和5. 6. 8 (木) 午前 1 0 時

令和5. 6. 9 (金) 午前9時30分

全員協議会

- 1 追加議案について
- (1) 議決事件について

ア 市長提出事件

(2) 討論について

通告書の提出期限……6月20日 (火) 正午

- 2 本会議4日目の運営について
- (1) 議事日程・議事の順序及び議案付託件目表について
- 3 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- 4 意見書等の提出について
- (1)「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書 (静岡県労働組合評議会 議長 菊池 仁さん提出)
- (2) 国内民間建立慰霊碑の維持管理対策のさらなる充実を求める意見書(自由民主党浜松提出)
- (3) 営農型太陽光発電の農地転用許可基準の法制化を求める意見書 (自由民主党浜松提出)

(4)子育て支援に対する制限の撤廃を求める意見書 (市民クラブ提出	1)
(5)第3号被保険者制度の見直しを求める意見書 (市民クラブ提出	1)
(6)特別支援学校・学級等の教員等の適切な増員に向けた支援を求める意見書(公明党提出	1)
(7)薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求める意見書 (公明党提出	1)
(8) 酪農経営の存続に向けた支援を求める意見書 (創造浜松提出	1)
(9)森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書(創造浜松提出)	1)
(10) マダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群(SFTS)の治療法の確立を求める意見 (日本共産党浜松市議団提出	

追加提案

- (1)補正予算 6件
 - · 令和 5 年度 浜松市一般会計補正予算 (第 2 号)
 - 令和5年度 浜松市一般会計補正予算 (第3号)
 - 令和 5 年度 浜松市駐車場事業特別会計補正予算 (第1号)
 - 令和 5 年度 浜松市病院事業会計補正予算 (第1号)
 - 令和 5 年度 浜松市水道事業会計補正予算 (第1号)
 - 令和5年度 浜松市下水道事業会計補正予算 (第1号)
- (2)条例の一部改正、制定 11件
 - 浜松市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
 - ・浜松市印鑑条例の一部改正について
 - ・ 浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について
 - ・浜松市総合体育館条例等の一部改正について
 - ・浜松市税条例の一部改正について
 - ・浜松市手数料条例の一部改正について
 - ・浜松市介護保険条例等の一部改正について
 - ・浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正について
 - ・浜松市都市公園条例の一部改正について
 - ・浜松市火災予防条例の一部改正について
 - ・浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及 び解消のための支援その他の対策に関する条例の制定について
- (3)規約の廃止 4件
 - 磐田市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について
 - ・袋井市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について
 - ・ 湖西市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について
 - 森町と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について
- (4)住居表示関係 1件
 - ・小字の廃止について
- (5) 工事請負契約 1件
 - 浜松市立西部中学校校舎改築工事(解体工事)

議事日程(第9号)

令和5年6月9日(金)午前10時開議

第	1	会議録署名議員指名				旨名	
第	2	第	7 1	号	議	案	令和5年度浜松市一般会計補正予算(第2号)
第	3	第	7 2	号	議	案	令和5年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
第	4	第	7 3	号	議	案	令和5年度浜松市病院事業会計補正予算(第1号)
第	5	第	7 4	号	議	案	令和5年度浜松市水道事業会計補正予算(第1号)
第	6	第	7 5	号	議	案	令和5年度浜松市下水道事業会計補正予算(第1号)
第	7	第	7 6	号	議	案	浜松市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
第	8	第	7 7	号	議	案	浜松市印鑑条例の一部改正について
第	9	第	7 8	号	議	案	浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律施行条例の一部改正について
第1	0	第	7 9	号	議	案	浜松市総合体育館条例等の一部改正について
第1	1	第	8 0	号	議	案	浜松市税条例の一部改正について
第1	2	第	8 1	号	議	案	浜松市手数料条例の一部改正について
第1	3	第	8 2	号	議	案	浜松市介護保険条例等の一部改正について
第1	4	第	8 3	号	議	案	浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正 について
第1	5	第	8 4	号	議	案	浜松市都市公園条例の一部改正について
第1	6	第	8 5	号	議	案	浜松市火災予防条例の一部改正について
第1	7	第	8 6	号	議	案	浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防 止及び解消のための支援その他の対策に関する条例の制定について
第1	8	第	8 7	号	議	案	磐田市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止につい て
第1	9	第	8 8	号	議	案	袋井市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止につい て
第2	0 0	第	8 9	号	議	案	湖西市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止につい て
第2	2 1	第	9 0	号	議	案	森町と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について
第2	2 2	第	9 1	号	議	案	小字の廃止について
第2	2 3	第	9 2	号	議	案	工事請負契約締結について (浜松市立西部中学校校舎改築工事 (解体 工事))
第2	2 4	第	9 3	号	議	案	令和5年度浜松市一般会計補正予算(第3号)

議事の順序 (第4日)

令和5年6月9日(金)午前10時開議

- 1 開議の宣告
- 2 会議録署名議員指名

 3 議 案 上 程·····
 自 日程第 2 第 71 号議案

 2 第 71 号議案
 23件

 至 日程第 2 4 第 93 号議案

- (1)説明(休憩)議案説明会開催
- (2)質 疑
- (3) 委員会付託
- 4 休 会 の 決 定
- 5 散 会 の 宣 告

令和5年第2回浜松市議会定例会議案付託件目表

総務委員会

71 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算(第2号) 第 第1条 (歳入歳出予算の補正) 中 第1項 第2項中 歳入予算中 第18款 国庫支出金中 第2項 国庫補助金中 第2目 民生費国庫補助金中 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 第3目 衛生費国庫補助金中 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 第5目 農林水産業費国庫補助金 第6目 商工費国庫補助金 第7目 十木費国庫補助金中 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 第9目 教育費国庫補助金 第23款 繰越金 歳出予算中 第2款 総務費中

第 76 号議案 浜松市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

第1項 総務管理費

第3条(地方債の補正)

- 第 78 号議案 浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 施行条例の一部改正について
- 第 80 号議案 浜松市税条例の一部改正について
- 第 91 号議案 小字の廃止について
- 第 93 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算(第3号) 第1条(歳入歳出予算の補正)中 第1項 第2項中

カムタ 一歳入予算中

第23款 繰越金

第2条(地方債の補正)

厚生保健委員会

第 71 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算(第2号)

第1条 (歳入歳出予算の補正) 中

第2項中

歳入予算中

第18款 国庫支出金中

第2項 国庫補助金中

第2目 民生費国庫補助金中

生活保護運営対策事業費等補助金

社会保障・税番号制度システム整備費補助金

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

歳出予算中

第3款 民生費

第10款 教育費中

第5項 幼稚園費

第2条(債務負担行為の補正)中

第1項中

三ヶ日総合福祉センター外1施設指定管理運営費(三ヶ日総合福祉センター、

三ヶ日児童館)

障がい者相談支援業務委託費

医療的ケア児等支援業務委託費

発達医療総合福祉センター指定管理運営費

浜松こども館外1施設指定管理運営費(浜松こども館、青少年の家)

子育て情報センター指定管理運営費

第 73 号議案 令和5年度浜松市病院事業会計補正予算(第1号)

第 82 号議案 浜松市介護保険条例等の一部改正について

第 83 号議案 浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正について

環境経済委員会

第 71 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算(第2号)

第1条 (歳入歳出予算の補正) 中

第2項中

歳入予算中

第18款 国庫支出金中

第2項 国庫補助金中

第3目 衛生費国庫補助金中

生物多様性保全推進交付金

第19款 県支出金

第25款 市債中

第1項 市債中

第4目 農林水産業債

歳出予算中

第4款 衛生費中

第3項 清掃費

第4項 環境費

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第2条(債務負担行為の補正)中

第1項中

ごみ・資源物計量システム機器リース料

県営土地改良事業負担金

農村環境改善センター指定管理運営費

第2項中

浜松市東南部土地改良区が県営土地改良事業に対して負担する地元負担金の 助成(令和5年度設定分)

第 86 号議案 浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消の ための支援その他の対策に関する条例の制定について

第 93 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算(第3号)

第1条 (歳入歳出予算の補正) 中

第2項中

歳入予算中

第19款 県支出金

第25款 市債中

第1項 市債中

第8目 災害復旧債中

農林水産施設災害復旧債

歳出予算中

第11款 災害復旧費中

第1項 災害復旧費中

第1目 林業施設災害復旧費

第2目 農地・農業用施設災害復旧費

建設消防委員会

```
71 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算(第2号)
第
         第1条 (歳入歳出予算の補正) 中
          第2項中
           歳入予算中
            第18款 国庫支出金中
             第2項 国庫補助金中
              第7目 土木費国庫補助金
              〔新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金〕を除く
            第21款 寄附金
            第25款 市債中
             第1項 市債中
              第5目 土木債
           歳出予算中
            第4款 衛生費中
             第7項 公営企業会計支出金
            第8款 土木費
         第2条(債務負担行為の補正)中
          第1項中
           県道天竜浜松線用地移転補償費
           九領川護岸改修工事費
           高塚川排水機場新設工事費
           五反田川改良工事費
           春野ふれあい公園指定管理運営費
           美薗中央公園外 2 施設指定管理運営費(美薗中央公園、中瀬南部緑地、中瀬
           南部緑地会館)
第
  72 号議案 令和5年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
第
  74 号議案 令和5年度浜松市水道事業会計補正予算(第1号)
第
  75 号議案 令和5年度浜松市下水道事業会計補正予算(第1号)
  81 号議案 浜松市手数料条例の一部改正について
第
第
  84 号議案 浜松市都市公園条例の一部改正について
第
  85 号議案 浜松市火災予防条例の一部改正について
  93 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算(第3号)
第
        第1条 (歳入歳出予算の補正) 中
          第2項中
           歳入予算中
            第18款 国庫支出金
            第25款 市債中
```

第1項 市債中

第8目 災害復旧債中

土木施設災害復旧債 歳出予算中 第11款 災害復旧費中 第1項 災害復旧費中 第3目 土木施設災害復旧費

市民文教委員会

第 71 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算(第2号)

第1条 (歳入歳出予算の補正) 中

第2項中

歳入予算中

第18款 国庫支出金中

第2項 国庫補助金中

第1目 総務費国庫補助金

第24款 諸収入

歳出予算中

第2款 総務費中

第10項 スポーツ振興費

第11項 生涯学習費

第13項 戸籍住民基本台帳費

第10款 教育費中

第1項 教育総務費

第6項 学校給食センター費

第7項 保健体育費

第2条(債務負担行為の補正)中

第1項中

市民音楽ホール指定管理運営費

江之島ビーチコート整備・運営アドバイザリー業務委託費

遠州灘海浜公園江之島地区指定管理運営費

可美公園施設外4施設指定管理運営費(可美公園施設、新橋体育センター、 沖洗運動場、瓜内スポーツ広場、大塚グラウンド)

浜北総合体育館外7施設指定管理運営費(浜北総合体育館、浜北平ロサッカー場、浜北温水プール、明神池運動公園、天竜川大平運動公園、天竜川運動公園、御馬ヶ池緑地、梔池緑地)

天竜体育館外3施設指定管理運営費(天竜体育館、天竜武道館、天竜庭球場、船明ダム運動公園)

雄踏総合体育館外2施設指定管理運営費(雄踏総合体育館、馬郡運動広場、 雄踏グラウンド)

四ツ池公園運動施設指定管理運営費

浜松アリーナ指定管理運営費

花川運動公園指定管理運営費

古橋廣之進記念浜松市総合水泳場指定管理運営費

北部水泳場指定管理運営費

天竜ボート場外3施設指定管理運営費(天竜ボート場、天竜自然体験センター湖畔の家、天竜林業体育館、天竜相津マリーナ)

浜松市武道館指定管理運営費

浜北武道館外3施設指定管理運営費(浜北武道館、サンライフ浜北、高薗ゲートボール場、浜北体育館)

浜松球場夜間照明塔塗装及び照明LED化事業費

文化コミュニティセンター外 2 施設指定管理運営費(文化コミュニティセンター、中部協働センター、文芸館)

浜北文化センター外 2 施設指定管理運営費(浜北文化センター、なゆた・浜北、市民ミュージアム浜北)

万葉の森公園指定管理運営費

みをつくし文化センター外 2 施設指定管理運営費(みをつくし文化センター、

細江農業就業改善センター、引佐多目的研修センター) 細江図書館外2施設指定管理運営費(細江図書館、引佐図書館、三ヶ日図書 館)

- 第 77 号議案 浜松市印鑑条例の一部改正について
- 第 79 号議案 浜松市総合体育館条例等の一部改正について
- 第 87 号議案 磐田市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について
- 第 88 号議案 袋井市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について
- 第 89 号議案 湖西市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について
- 第 90 号議案 森町と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について
- 第 92 号議案 工事請負契約締結について(浜松市立西部中学校校舎改築工事(解体工事))



05 静後広事第 259 号 令和 5 年 5 月 24 日

各市議会議長 様

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

選挙長

池田佳



静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について(通知)

日頃、後期高齢者医療制度の運営につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上 げます。

さて、令和5年5月1日に告示しました静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、候補者届出の受付(令和5年5月17日から5月23日まで)をしたところ、市議会議員区分及び町議会議員区分から選出する議員の候補者の数が、選挙すべき議員の数を超えました。

つきましては、貴市議会の直近の本会議において、投票による選挙(<u>市議会議員区分の</u> み)を実施していただくようお願い申し上げます。

併せて、選挙結果を別添「静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果報告書(様式第4号)」により、報告していただくようお願いいたします。

なお、市長区分及び町長区分の選出議員については、候補者の数が選挙すべき議員の数 を超えなかったため、投票による選挙を実施しないことを申し添えます。

【添付文書】

- ·候補者氏名表
- ・選挙実施に係る留意点
- ・選挙運動についての写し
- ·選挙議事次第書(参考)
- 選挙結果報告書

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局 担当 総務室 中司・大森・佐野 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 5 9 番地の 7 ニッセイ静岡駅前ビル 3 階 TEL 054-270-5520 FAX 054-272-3312

令和5年5月1日告示 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙(市議会議員区分)

候 補 者 氏 名 表

(ふ り が な)	なかむら あつし
候補 者氏 名	中村敦
公職等の種類	下田市議会議長
所 属 政 党	無所属
(ふ り が な)	と だ まこと
候補 者氏 名	戸田誠
公職等の種類	浜松市議会議長
所 属 政 党	自由民主党
(ふ り が な)	すずき よしふみ
候補者氏名	鈴 木 喜 文
公職等の種類	磐田市議会議長
所 属 政 党	公明党
(ふりがな)	こうの つきえ
候補者氏名	河 野 月 江
公職等の種類	三島市議会議員
所 属 政 党	日本共産党

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」 の採択を求める陳情書

浜松市議会議長 戸田 訓 様



【陳情の趣旨】

- 1.すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
- 2.最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。 以上の内容を骨子とする意見書を国の関係機関へ提出願います。

【陳情の理由】

新型コロナの感染拡大は第8波で過去最高の感染者数を更新し、今後も予断を許さない状況です。 また、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による物価の高騰が続くなか、貴議会におかれまして は、住民のいのちと暮らしを守るために日々ご尽力いただいていることに敬意を表します。

コロナに加えて、食料品や電気・ガスなど生活必需品の値上がりが続くなか、私たち消費者だけでなく、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも深刻な打撃を与えています。

物価の高騰は所得の低い人ほど影響が大きく、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、東北・中四国・九州など最低賃金が低い地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻となっています。

コロナの感染拡大が始まった 2020 年以降、世界各国は最低賃金をはじめとする賃金の引き上げによる内需拡大をすすめ、経済危機を克服してきましたが、日本は 2020 年の加重平均で 1 円の引き上げにとどまって以降の直近 2 年間も 3%程度しか引き上げられず、韓国にも追い抜かれているのが実態です。

日本の最低賃金は、最も高い東京は時給 1,072 円、本静岡県は 944 円、で 128 円もの格差があります。また、最低の 853 円の地方は 10 県にも上り、月 12 万~13 万円の手取りではとても自立して生活することはできません。

私たちが実施した最低生計費試算調査(別紙「最低賃金が全国一律1500円になったら」参照)によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に25万円(税込)程度の収入が必要との結果が示されています。これは、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上となります。最低賃金を段階的に引き上げ、早期に全国一律1500円の実現とともに、それを実行させるために必要な中

小零細企業に対する抜本的な支援強化が何よりも求められています。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。

以上の理由により「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」を国の関係機関へ提出いただけますよう、陳情書を提出します。

以 上

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

新型コロナの感染拡大は第8波で過去最高の罹患者数となっただけでなく、気候変動や円安に加えてウクライナ危機などによって、食料品や電気・ガスなど生活必需品の値上がりが続くなか、私たち消費者だけでなく、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも深刻な打撃を与えている。

物価の高騰は所得の低い人ほど影響が大きく、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻である。また、東北・中四国・九州など最低賃金が低い地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻となっている。

コロナの感染拡大が始まった2020年以降、世界各国は最低賃金をはじめとする賃金の引き上げによる内 需拡大をすすめ、経済危機を克服してきたが日本は、この2年間だけでも3%程度しか引き上げられず、韓国 にも追い抜かれているのが実態である。

この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2022年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,072円、静岡県では944円、最も低い県では853円に過ぎない。毎日8時間働いても年収で150万程度であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、静岡県と東京都では、同じ仕事でも時給で128円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでている。全労連の調査では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。そして若者1人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも月25万円(税込)の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、ほとんどの国が全国一律最低賃金であるのに対して、日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランク (3段階に2023.7に見直された)に分けられ、OECD諸国で最低水準となっている。

日本でも大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、 最低賃金を引き上られる支援策を強化・拡充する必要がある。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

- 1. すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
- 2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

静岡県浜松市議会

内閣総理大臣 厚生労働大臣 中央最低賃金審議会会長

羕

国内民間建立慰霊碑の維持管理対策のさらなる充実を求める意見書(案)

国は、平成28年度から、建立者等が不明で、適切な維持管理が行われず、倒壊等の危険がある慰霊碑について、適切な対応を図るため、都道府県及び市町村が行う管理状況不良の慰霊碑の移設または埋設への取組を補助する国内民間建立慰霊碑移設等事業を始めた。さらに、令和元年度には、高齢のために建立者等が自ら維持管理を行うことが困難と認められる場合にも建立者等が不明に準じる状態とし、補助対象の範囲を拡大した。

こうした制度を活用した移設や撤去等が行われているが、平成31年4月時点の国内民間建立慰霊碑は1万6235基で、そのうち、管理状況が不良、やや不良は合わせて780基、不明は1495基ある。本市においても、慰霊碑は194基存在し、建立時期は明治、大正、昭和、平成、不明などの中、地震等の災害による倒壊、破損の危険性がある。さらに、高齢化する遺族としても、慰霊の場は守りたいが、慰霊碑の次世代への継承、存続・撤廃への葛藤など、今後の課題への問いに、明確な答えを見出せない中で、関係者による維持管理は限界に近づいている。

よって、国においては、国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱及び事業費補助金交付要綱を早急に見直すとともに、本事業の実施主体である都道府県または市町村との連携強化を図り、慰霊碑の維持管理対策のさらなる充実を推進するよう強く要望する。

営農型太陽光発電の農地転用許可基準の法制化を求める意見書(案)

東日本大震災を起因とする原子力発電施設の一部稼働停止、さらには地政学的緊張による電力価格の上昇や脱炭素の流れの加速により、電力需給が逼迫している。

このような状況の中、営農型太陽光発電が注目を集め、多くの事業者が参入している。営農型太陽光発電は、10 アール当たりの収穫量が地域平均の8割を確保することを条件として、農地に支柱を立て、上部空間に太陽光パネルを設置して発電し、農業と発電を両立させるものとなっている。当初は農業者の収入拡大を大いに期待されていたが、現在は農地所有者、太陽光発電事業者、下部農地耕作者に分かれ、農地が適切に耕作されていないケースが多く発生している。

営農型太陽光発電設備の設置については、農地転用許可が必要となっているものの、この許可制度の取扱いは平成25年3月の農林水産省から各自治体への通知にとどまり、改善指導や是正指導についての明確な農地転用許可基準が示されておらず、通知による運用は限界に達している状況である。

よって、国においては、市町村が作成する農地利用の見通しを明確化する「地域計画」に支障を生じさせないために、適切な営農確保と悪質な事業者の参入を防ぐ等の農地転用許可基準を法制するよう強く要望する。

子育て支援に対する制限の撤廃を求める意見書(案)

厚生労働省によると、2022年の出生数は、前年より4万3169人少ない79万9728人となり、統計開始以来、初めて80万人を割り込んだ。少子高齢化による人口減少対策が我が国において最重要課題の1つとなっており、その解決を図るべく、幼児教育・保育の無償化などが開始されたが、出生数の減少に歯止めがかかっていない。国や自治体が実施する子育て支援策には子どもに対する年齢制限や親の所得に関する制限が設けられているものがあり、支援の対象から外れてしまう子どもが多くいるのが現状である。

子育ての負担軽減に対する措置は、各自治体において独自の支援拡充を行っており、自治体間で格差が生じる要因となっている。本来こうした施策は自治体間で違いがあるべきものではなく、国における基準に基づき一律に適用されるべきものであり、子育てに対する制限の撤廃は必須である。

よって、国においては、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向け、特に下記の事項について措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 多子世帯における保育料軽減措置の第1子に対する年齢制限を撤廃すること。
- 2 今後検討されるものも含め、子育て支援策に対しては全て所得制限を設けないこと。

第3号被保険者制度の見直しを求める意見書(案)

日本では、少子高齢化の進展により1995年に8716万人であった生産年齢人口の減少が進んでおり、2030年には6875万人まで減少すると推計されている。一方で、厚生年金保険や共済組合等に加入している会社員や公務員に扶養されている配偶者のうち、原則として年収が130万円未満の20歳以上60歳未満の第3号被保険者に該当する人は800万人いると言われているが、この第3号被保険者の中には、その制度上、いわゆる「税金の壁」と「社会保険の壁」のため、年収がこれらを超えないように就業時間調整をしている人が多い実態にある。

第3号被保険者制度については、労働者にとっては物価高騰への対応や経験を積むことによる時間給アップを望むものの、時間給アップは労働時間の減少に直結し、就業時間の調整が必要となってしまう。一方で、雇用者にとっても「壁」という上限による就業時間の減少は、就労時間に自由度がなくなり、労働者と雇用者の双方ともにデメリットのみが目立つことになり、浜松市内においても能力に見合った時間給としたいが、就業時間が減少するのは困ると悩んでいる雇用者がいる実態にある。

このような中、最近行われた民間調査では、「壁」が撤廃された場合に130万円を超える年収を希望する層が多くいることも分かったことから、生産年齢人口の減少が進む中でも、働き手や労働時間を増やすためには、本制度対象の多くを占める女性の「働く意欲」を阻んでいるとも言われている第3号被保険者制度の見直しは急務となっている。

よって、国においては、下記事項について措置を講じるなどの見直しを行うことを強く要望する。

記

- 1 労働者、雇用者の双方がともに就業時間の選択に対する自由度が増え、かつシンプルな制度とすること。
- 2 短時間労働で働く背景の一つに、育児・介護などによる時間的制限があることから、働き方や性別を問わず、全ての労働者が育児・介護等と仕事を両立できる環境を整備すること。

特別支援学校・学級等の教員等の適切な増員に向けた支援を求める意見書(案)

文部科学省の「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童・生徒は年々増加しており、この10年間で特別支援学校は学校数が約11%増加、児童・生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え、児童・生徒数は2.1倍に増加している。また、通級による指導を受けている児童・生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級等への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また、今日の共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子供たちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって、国においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子供の増加や、さまざまな障害のある児童・生徒に的確に対応した教育を実現するため、特別支援学校・学級等への教員等の適切な増員に向けて、下記の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 保護者や関係機関に対する学校の窓口であり、また学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子供たちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な増員と専任化を行うこと。
- 2 医療的ケアが必要な子供や、障害のある子供への支援を的確に実施するため、看護師、ST(言語聴覚士)、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)等の専門家を必要に応じて適切に増員できるよう支援すること。
- 3 特別支援学校における教育の質の向上の観点から、大学等における特別支援教育 に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得支援強 化を行うこと。

薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求める意見書(案)

抗生物質などの現行の抗菌薬が効かなくなる薬剤耐性(AMR)を持つ細菌の発生により、医療機関において患者への適切な治療や手術時の感染予防などが困難となるサイレント・パンデミック(薬剤耐性菌感染症)が世界的に発生している。

この薬剤耐性菌の影響について、英政府支援のもとで進められた「AMRに関する影響評価」では、2050年には年間1000万人以上の死亡者数が予測されており、できる限り早い段階で、薬剤耐性菌による感染症の蔓延を防止する体制を整えることが必要である。

しかしながら、最も重要な新規抗菌薬については開発難易度が非常に高く、多額の費用を要するだけでなく、将来的な感染動向の予測もできない上、抗菌薬の特性から投与期間が短いことなど開発投資の回収を見通せないことから、それらの開発から撤退する企業が相次いでいる。

このような背景の下、AMRに効果がある新規抗菌薬開発を支援する動きが各国で活発になっており、G7首脳会議の保健財務大臣会合において市場インセンティブが具体的に検討されており、我が国においても抗菌薬確保支援事業による検討を開始した。

よって、国においては、地域社会の危機管理と安全保障の観点から、薬剤耐性対策 を国家戦略として、感染予防・管理、研究開発・創薬、国際協力等を着実に推進する など、薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制を強化するよう強く要望する。

酪農経営の存続に向けた支援を求める意見書(案)

安全で健やかな国民の食生活に不可欠な牛乳・乳製品の原料となる生乳は、 酪農家による朝夕の搾乳や給餌作業など年中無休の環境の中で生産されている。 また、生乳は、人が利用できない草資源から生み出されるものであり、自給飼料の生産や農作物生産における堆肥の利活用を通じ、国土保全や循環型農業の 実現に大きく寄与している。

一方、新型コロナウイルス感染症の蔓延により生乳受給のバランスが大きく崩れたこと、また、ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー、穀物の価格高騰や円安の進展等により、配合飼料等あらゆる生産資材が高騰した結果、酪農経営は、危機的な状況に追い込まれている。

さらに、10年ほど前に起きたバター不足への対応として、「畜産クラスター事業」など増産に向けての施策が手厚く施され、今般、ようやくその成果が現れてきたにもかかわらず、現在の供給過多の状況等を理由に、国の酪農経営改善緊急支援事業では施策の方向性が減産に転じられており、酪農農家には戸惑いが広がっている。このことは、乳牛に限らず、農家戸数及び飼養頭数が静岡県下で上位を占める本市の畜産においても、大きな影響を与えている。

よって、国においては、国民生活に不可欠な生乳の安定生産に向け、酪農家が安心して経営を存続できるよう、下記の事項について引き続き措置するよう強く要望する。

記

- 1 牛乳・乳製品の消費拡大と消費者の理解醸成に向けた取組及び国内生産の 牛乳・乳製品の輸出拡大に向けた取組に対し支援すること。
- 2 配合飼料価格安定制度の適切な運用及び機能強化を図ること。
- 3 耕畜連携や飼料生産に係る取組及び水田を含めた飼料基盤における自給飼料生産の維持・増産の取組に対し支援すること。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書(案)

2016年に発効されたパリ協定の枠組みの下、我が国は2050年カーボンニュートラルの実現を表明するととともに、2021年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画においては、中期目標としての温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で26%から46%に引き上げることとした。また、森林吸収量目標についても、約2780 $t-CO_2$ (2.0%)から3800 $t-CO_2$ (2.7%)に引き上げられたことから、森林整備等の森林吸収源対策を一層推進することが重要となっている。

こうした中、国は、森林整備等に係る地方財源を安定的に確保するため、森林環境譲与税により地方の実情に応じた取組を支援するとともに、新たな森林林業基本計画を策定し、森林整備から木材需要創出までの取組を総合的に支援している。本市においても、森林整備や路網整備、林業の担い手確保・育成、スマート林業推進に取り組むほか、山地災害予防、地元産材流通・販路拡大に向け、森林環境譲与税を活用している。

しかしながら、現在の森林環境譲与税の譲与基準では、総額の10分の3が人口案分により算定・配分されていることから、人口の少ない山間部では十分な事業財源を確保できない状況にある。一方で、人口の多い都市部では十分に活用されない事例も散見されることに加え、譲与開始から3年が経過する中、森林吸収源対策の重要性は、2019年の森林環境税及び森林環境譲与税の創設時にも増して高まっていることから、各自治体の森林整備の取組や施策の効果を検証しつつ、見直しの検討を行う必要がある。

よって、国においては、林業に係る財政需要がより大きい地方公共団体が、 実情に応じて森林整備や路網整備、林業の担い手確保などに十分に取り組むこ とができるよう、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを行うよう強く要望する。

マダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群(SFTS)の治療法の確立を求める意見書(案)

マダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群(SFTS)ウイルスの人への 感染が脅威となっている。国立感染症研究所の調査によると、感染は西日本各 地に広がり、東海から関東へと拡大を続けている。

2013年に人への感染が山口県で確認されてから今年で10年となるが、本年5月14日時点までの約10年間に30都道府県で累計847人の感染が確認され、約3割が死亡した。

マダニは野山や農地に潜んでいるが、イノシシや鹿、アライグマなど野生動物に付着・寄生して移動し、農作業や林業の現場に持ち込まれる。農村や山林の荒廃で接触機会が増え、感染リスクが高まっており、今年の感染者は過去最多を更新した昨年の116人を上回る勢いで増えている。

SFTSに感染すると発熱や血小板と白血球の減少に伴い、臓器出血や脳症による意識障害などが起こり、最悪の場合、死に至る。

SFTSは、狂犬病やマラリアと同様、感染症法の「4類」に指定されているが、有効な治療薬やワクチンはなく、現状では対症療法しか打つ手がない。 治療法の確立とワクチンの研究・開発は待ったなしである。

よって、国においては、食料安全保障の観点からも、SFTSの治療法の確立を早急に推進するよう強く要望する。